

通信全覽初編

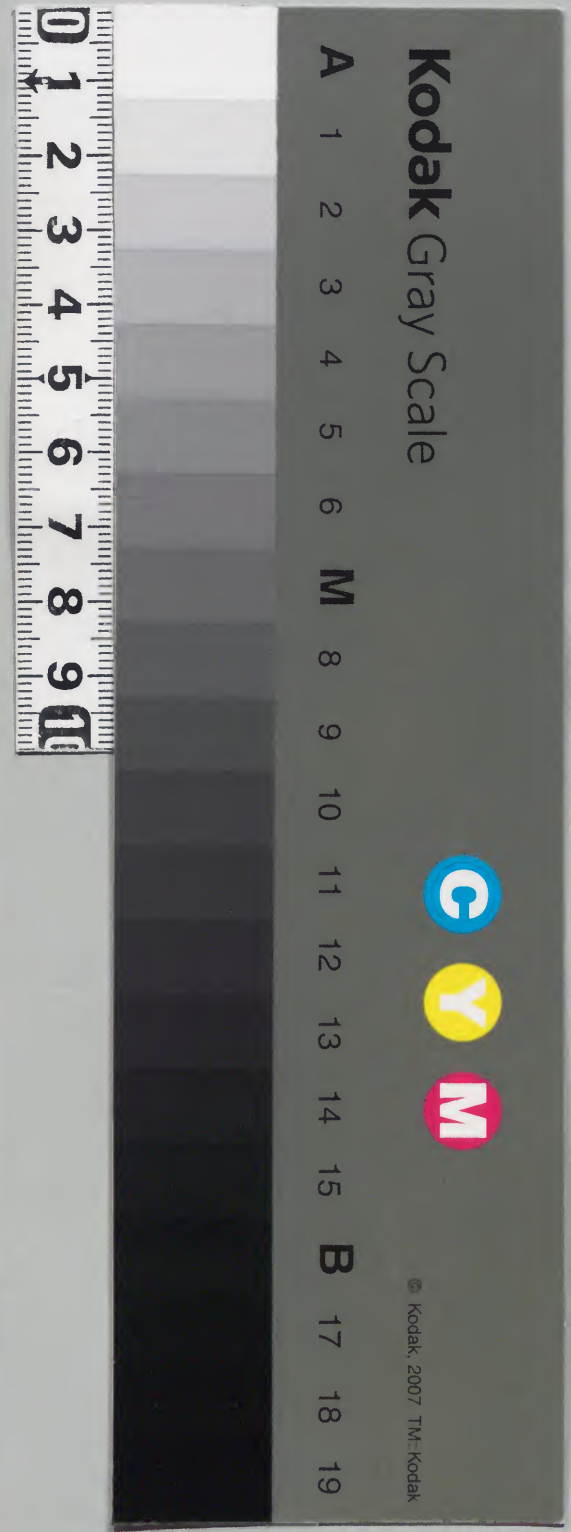
類輯二十

七十七

和書門	
三三〇五號類	消主印務
二〇六函	
一 架	
三〇三冊	

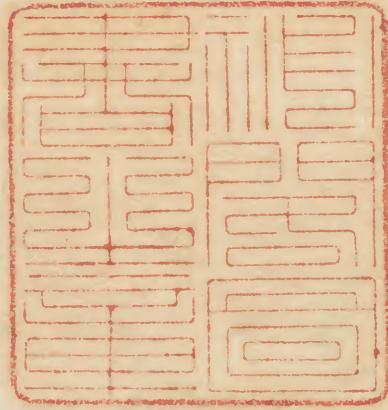
内閣文庫	
和書類	三三〇五號
	三〇三冊
	一八函
	八四函
(〇八冊)	

内閣文庫	
番號	和 33005
冊數	303 (800)
函號	184 271



綴じ部(喉部分)の文字等が開きが不鮮明な場所あり

新編...
公海...

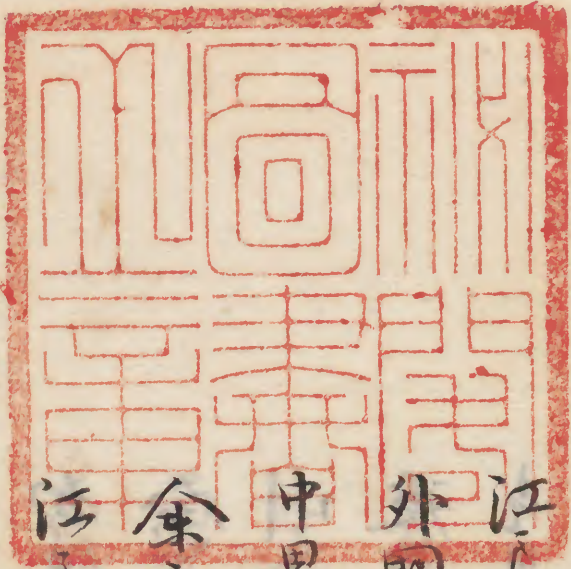


未



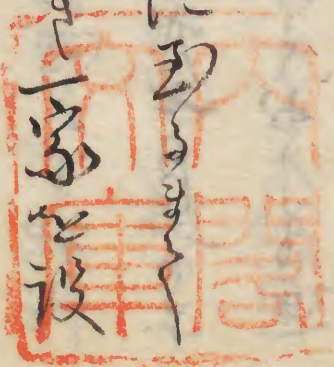
日向... 公海...

千八百五十九年六月廿七日



江... 外... 中...

余... 江...



きと番

けん...

若し余の余江のありは伊みくの家守を
あつめ余之と暫防の位にとあまんと強ん
余が家付及び家僕日本船とて七月一日
川を流るへきが故に余がありおしも運
延めくくくく物おを探み定むる事と物
を具し余の自りく江に思せざる余が家
と定むる事と物と致す

トウシセントハリス

ヒユステ

六月七日

三浦利加舎丸國令授第...

トウシセントハリス

トウシセントハリス

吾等育二十七日附エキセルレ
子せしと述ぶ中畏し許居ふ付る先以滞
留せし場ふと南の舟柳のほくく住宅と物
有障あり是も修く麻布吾福とて許
一箇一旅位と極の既く列名せし許借

并若汁とありて場亦く並けり是迄居る
亦在交ありて恭致丁寧と云く進ぶ

安政六年未育月七日

右田海屋

向於下儀也

未

八月二十日

今迄の使臣千八百廿九年八月

廿九日江戸より

外此を以て事と云ふに

余は是利加ニエトル

彼が強健な目付名

あつて此頃の事

深々事ありて夫し日本政府

四巻

況やを〜〜此の法合〜〜を要に〜
其事に我ふれ〜〜是の令令急慢
我と〜〜我の令〜〜是の令令急慢
世の事とを懸訴せ〜〜可成ら山何と云
唯一の時中〜〜此の事の時
二十日乃至二十日待も〜〜を待も
あり可令令の急慢せ〜〜是我〜〜
久〜〜之の事〜〜は是の事

啓

今も正使直の授職セリヒタリス

ヒウスケ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

をゆきの若し余が告げし由ふ言下ある
頃急せむらむ言下りの後を由の頃其後
その重荷を去る由事務格等申すは
を要せむらむと恭致を以て答にせむらむ
余の使臣の況り申すを以て其由を以て
其由を以て答にせむらむ
ヒウスケ

八月十一日

未
八月十一日

西軍利加がチセケとターリス
ハセイトニスケとト

英蘭八月廿九日及び九月五日の事
披見せり目付方格の辨るるの事一覽
引ふ事務等其由英國の事ニシテ其由
之由を以て答にせむらむと答にせむらむ
解せむらむの事ニシテ其由を以て答にせむらむ

接折石及貴様之云々

安政三年八月十日

濱井信成

水戸藩

大國八日

町奉行

八月十日

未

八月十日

千八百廿九年九月九日

使臣

予様之是下

事之申上

月三十一日

世に於て

速く

事御

此不ケシヨリ賜リメト思ヒ以テ五利加使
彼乃動地官無利加ニケルノ命を
奉ルルモ動セシメテメノ事ト又他人
トアリモ一過ニケルカ加テ私乃事ハ
此等ノ事ト凡クアリトシテ決シテソコ
云ハシテ出立ルル過各々トアリ様事
明クハ理命一強ク之事ト故ル事ト不
極メテ連ルカリ過各々を送答ルル事ト
カク甚少致シテハ様事

健臣彼乃動地官

ヒユウスケ

外西事坊是ナリト云

未

八月十九日

五重利加シガータセシタリ

トスワル

ハセイヒニスケト

申す九月九日之動状披見是より目付方
引掛ありの事有申程存しを
於此申裁趣飲承せり目付方
在在又我役人の勤階を
一雨降る
下月迄不申する其國
之を存し保備

後

八月二十三日

本館に於ては引料と致し難本館に於て

より方病を以て致し難本館に於て

安政六年八月十日 堀口徳次郎

酒井徳次郎

水野徳次郎

村松徳次郎

加藤徳次郎

未
九月四日 徳次郎

要里利加分能國全推通ニ云々

下ウニセントルリスレ

下ウニセントルリスレ

以書名申合是近流品に買入り希に之を有る

諸令得て之を有る希に之を有る

及旨之を有る希に之を有る

拾九番

安政六年九月四日

間部下徳次郎

計六卷

坂中勢を痛

此の巻は... 坂中勢を痛... 坂中勢を痛...

坂中勢を痛... 坂中勢を痛...

六月四日

七月十四日差出

余得て外玉奉給し... 留不列類の全權... 任居する便利... せんと欲は... 少くを奉行... 不列類の...

千八百五十九年八月十二日

七番

不列顛にモリスレルニスルニス
江戸

外國奉行の筆名

Handwritten text in a cursive style, likely a signature or official seal, possibly containing the name of the foreign agent or a specific office.

未
七月十日

親利太泥之使臣書記官

エルクワール

エルクワール

七月十日附書稿拙見セ

居るおぬい東禪の居る席の内を外を好子

よりて挿括留有るは右の費を清算可

な海をいふ府に海軍法政の以て右

會計に調申之既申出る名目未だ未だ

可成道之報可成日之報

安政三年七月十八日 酒井隠修

新見

村垣

堀

...

未八月の中務省補殿並毛様へ
コシヨルセキラヒアルコソクヒハ討信

一 海軍以来宿寺之匠取扱長之属之由世に

...

...

...

一 自國之者...

...

甘芳

一 自付方其後より千りるを以て都右之既
此作中より後有るを以て何れも一は少く有
此作中

私に用向有るを既りとの有るに前を其
自付方其後を其既甚速成り何れも右
を以て少く其成りるを以て此作中

一 自國之ものたよ正しとの有るを以て少何
此後より右を以て其後との有るを以て後
此作中より後を以て其後との有るを以て

一 自付方其後を以て其後との有るを以て
併自付方賣込人より買あつて其前
中より利を以て其後中より其後
其後中より其後を以て其後中より其後
其後中より其後を以て其後中より其後

一 賣込人其後を以て其後との有るを以て
右を以て其後を以て其後との有るを以て
其後より其後を以て其後との有るを以て
一 右作中其後を以て其後との有るを以て

引拂り振替申付可なり以欲み新し
買物ありて切立大子申振互振り内子
古金申可なり申振仕交り

一 義知りたり

一 賣込人吉定止ふ下り振替新方位申
可申此位申上申

一 収入立右等々申上申之方申下業申傷却
糸の毒之事あり者ごとく下り収入あり者
振可位申

一 任左子部若くは或者より是れ新し新なる

右振成り上申私限りて進出する所不
昔後より在る

一 條好も高買りて向方一切収入之右
等々申上申候者

一 高買りる者より切収入ふ立大子候も開港
場限りて申上申府内候も有振右等々
申上申

一 只今開港場限りて候も申上申申上申

權利を危くする事は可成初之権者
以名洋其... 以是國港場回航法を
其成りし可成存

一 舊地... 國港場を其地を其成りし可成
不即右... 以自其地を難おぬ

一 事務官... 其地を其成りし可成
之名... 買物... 以人... 其地...
買物... 其地... 以人... 其地...

其地... 其地... 其地... 其地...
其地... 其地... 其地... 其地...

一 其地... 其地... 其地... 其地...
其地... 其地... 其地... 其地...

一 其地... 其地... 其地... 其地...

一 買物... 其地... 其地... 其地...
其地... 其地... 其地... 其地...

[Faint, illegible handwriting on the right page]

未

折り紙の紙道

大約利者歴正合権五三三九セキル

五キセルレニ

ルーセルアールトアルコラド

以動箱の中可許事江戸入海多分法事ふ
業田より考へ流石と云ふ人少く法令に從
左合あり扱ふ如道。此名を當語之無
中何共趣より以指少多扱お止少振
中筋口此版中道其辨是控云

五拾三番

明治六年未九月四日 同部より送る

紙板中務を請

未
八月廿五日

二十八日未九月廿六日江ノ石列強
コニシユラトトセウラル極々

余日本を認めし不列強マリーエスライトの全權
ヲ進ニシユラセウラルの命を受くる語に

誰自又も場を越えに東洋も一附屬
ニ進出ル不考人を併し東西のコレニユラセウラル
附一進出ル事ヲ可成に我コレニ
又も場が未新ニ進出ル事ヲ欲望セ

拾遺

生以之ありて

ハレ不列額マリーエスライトワ没蔵ヒセコト元

ル 五リステ

江戸の事

...

...

...

...

未八月五日

額利を沈むワイスコニル

五スクロイル

五ルユーステン

貴國九月十六日書梅披見せり通河兼初

事与一哉源堂せり河系又と先述し通

河名も附し佛為東西と方と他の通河を

合し以て定及るるは謹言

余の事かゝるに

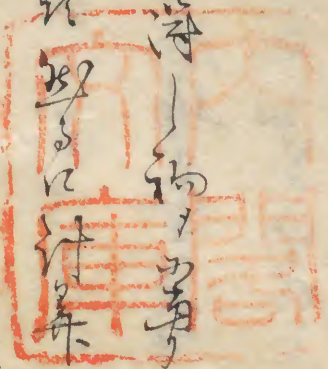
帝の御心なすに世に能く思ふべし本年余深く
感戴し奉り候ふに余の奉教の恩に
思ふ所を懸念候

此の事付余の言ふに其の事大なるに
及乃物事を為す好む事少く弛ゆる事
職務の善く故人を備へし事と便に
思ふ余の事候ふに其人を在り候ふに
其の事なるに其の事なるに其の事なるに

志すに

資料の人は備へるに事なるに又其の事なるに
其の事なるに其の事なるに其の事なるに
其の事なるに其の事なるに其の事なるに
其の事なるに其の事なるに其の事なるに
其の事なるに其の事なるに其の事なるに

耐房と道徳に又余の事なるに其の事なるに
其の事なるに其の事なるに其の事なるに
其の事なるに其の事なるに其の事なるに
其の事なるに其の事なるに其の事なるに



在法... 其の寸計... 送る...
余... 願... 敬白

日... プリ... マリ... ステイト... 全権...
セ子...
リユテ... アル... 多記

リ... マリ... ステイト... 全権...
エウ... ステ...

外... 警... 相...

未
十月十九日

總利太...

正...

ル...

九月二十四日... 船... 寄...
直... 火... 船... 取...
船... 人... 備... 中... 出... 失...
水... 船... 船... 船... 船...
倉... 船... 船... 船... 船...

之為早右州之... 厨房其他之... 此我... 安政三年十月十六日... 御新ら候... 御坂中務... 御坂中務...

御坂中務...

十月十日...

外... 余... 十月十六日... 十月十六日...

拾八番

生再走一及び場夫中一我はあを新
買ひ得し由き今迄ありは是れ初めたりと云
今推しゆゆき毎至る所なる事と云ふ
一は是下を報せしむ恐惶致す

ワトあめアレブリクママーイエス
コレ元
エルユーステ

外山等より書りし事

未
十月廿二日

密利を派互ワイスコ
エスワール

エルユーステ

わし十有我外山奉替掌おくりす
せりるルト失火より初消防に救ふ
在備に方て切る意を以て
一は右備徒の銀金多かりし事

都の河原にありしと火災の宿中足下
神の力を起すの事ありしを
原に返し給ふ事ありしを
世に及ぼす事ありしを
の候に特に火災の患多し
事を慮りて強しむ事
入しむ事ありしを
強しむ事ありしを
強しむ事ありしを

りありしが此の意の候に
の事ありしを
事ありしを
事ありしを

安政六年未十月廿六日

新
打
堀

Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or letter. The text is written vertically on the right page of an open book. The characters are somewhat faded and difficult to decipher precisely, but appear to be in a traditional East Asian script, possibly Chinese or Japanese. The text is arranged in several lines, with some characters appearing to be in red ink, possibly indicating a signature or a specific title. The overall appearance is that of an aged, historical manuscript.

